

栃木県協同農業普及事業の実施に関する方針

制定：令和8(2026)年3月31日経技第1413号

第1 協同農業普及事業の考え方

本県における協同農業普及事業は、農業改良助長法の規定に基づき、県と国が協同して普及指導員（普及指導員資格取得予定者を含む。以下同じ。）及び農業革新支援専門員を置き、主体的に農業経営及び農村生活の改善に取り組む農業者を育成するとともに、農業の持続的な発展及び農村の振興を図るものである。本事業は、時代の変化や、農政上の様々な課題に対応して実施され、多くの成果を上げてきた。

こうした中であって、継続的に農業・農村を発展させていくためには、多様な担い手の確保、積極的に経営改善に取り組む経営体や地域農業を牽引するリーダーの育成、生産現場の技術革新、農村の総合的な振興、持続可能な開発目標（SDGs）の達成、「みどりの食料システム戦略（令和3年5月12日決定）」等も踏まえた取組等がますます重要となっている。

このような状況に対応するため、本県では、農政の基本指針となる「栃木県農業振興計画」を策定し、その目指す将来像である「担い手と地域が元気に輝く栃木の農業 ～農業やるなら栃木県～」の実現に向け、直接農業者に接して支援を行う普及指導員及び農業革新支援専門員が、農業者の所得向上と地域農業の維持発展を支援するため、生産流通に係る技術指導の実施や農業者と地域の関係者等との結び付きの構築等を通じ、認定農業者等の意欲ある農業者に対し効果的かつ効率的な普及指導活動を実施するものとする。

なお、本方針の実施期間は、令和8年度から令和12年度とする。

第2 普及指導活動の課題と対応方針

1 課題

本県の農業・農村を取り巻く現状は、農業従事者や農村人口の減少、高齢化等により、農業の担い手不足や農村地域の集落機能の一層の低下が懸念される状況にある。農林業センサスによると、本県の2025年の基幹的農業従事者数は33,552人であり、2000年からの25年間で約5割にまで減少した。また、65歳以上の占める割合が約7割となっている。さらに、農業経営体の総数は25,923経営体であり、2010年から約5割にまで減少した。併せて、経営耕地面積3.0ha未満の経営体の割合は2010年から減少したものの、10ha以上の経営体の割合は増加しており、経営体当たりの経営耕地面積規模は拡大しつつある。

国では、今後20年間で、全国の基幹的農業従事者数が現在の約4分の1にまで減少すると分析しており、本県においても同様に減少することが予測されることから、農業・農村を支える担い手の確保・育成と、食料の安定生産に向けた生産性の向上が重要な課題となっている。

また、近年は、気候変動に伴う集中豪雨や異常高温などが頻発し、収量・品質の低下による収入の減少が課題となっているほか、大規模な自然災害の多発による施設損壊や農作業中の熱中症等のリスクが増加しており、生産現場では農作物の栽培管理だけでなく、経営面・労働面での的確なリスクマネジメントが重要となっている。

2 対応方針

農業・農村における課題解決に向け、市町や関係機関・団体、農村地域における多様な人材等と連携し、次に掲げる事項を重点的に取り組む。

(1) 未来を拓く担い手戦略

農業者がいきいきと活躍できる就農環境をつくり、多くの人材を県内外・農内外から呼び込むとともに、地域を支える経営体の経営力向上や農業生産基盤の確保等により持続可能な営農モデルを構築する。

ア 多くの人に選ばれる日本一の就農環境づくり

(ア) 県内外・農内外からの人材の呼び込み

本県農業を支える担い手を確保・育成するため、本県で農業を営む魅力を広く発信するとともに、様々な就農ニーズに対応できる支援体制の強化を進めるほか、誰もが安心して働くことができる就業環境づくりに取り組む。

- ・若手農業者の活躍する姿や就農環境などの魅力を伝える「農業やるなら栃木県」の発信
- ・県、市町、農業団体等で構成する就農サポートチームによる個々のニーズに即した伴走支援
- ・トレーニングファームの整備の促進や、とちぎ農業マイスターによる技術指導の充実など就農希望者の受入体制の強化
- ・農業大学校と産地の連携による円滑な就農に向けた支援の強化
- ・親元就農、雇用就農や第三者継承への支援による担い手の確保 など

(イ) 多くの人に選ばれる働きやすい就業環境づくり

農業における働き方改革の推進に向けて、労働条件の改善や職場環境の整備を促進し、女性、若者、高齢者、障がい者、技能実習生等の外国人など、農業に従事する人にとって安心して働くことができる環境づくりを推進する。

- ・農業法人等において、他産業並みの労働時間や休日の設定、昇給昇格システムの導入など魅力的な労働条件や就業規則の整備促進
- ・スマートな作業環境や休憩室等の確保、福利厚生の実施など、働きやすい就業環境の整備促進
- ・女性や後継者が活躍できるパートナーシップ経営の推進
- ・女性が農業・農村分野で活躍できる環境づくりや女性農業者によるアグリビジネスモデル創出の促進
- ・女性農業者のネットワーク形成の推進や女性農業者が活躍する姿の発信による人材確保・育成の推進
- ・農業機械による事故や熱中症等の未然防止を図るための安全対策徹底の推進 など

イ 地域を支える持続可能な営農モデルの構築

農業者の急激な減少を克服し、持続可能な地域農業を実現するため、地域営農の中核となる法人経営体等の確保・育成を進めるほか、営農をサポートする仕組みづくりや農業法人の誘致、企業の農業参入などを支援するとともに、農地の集約化など農業生産基盤の確保等を支援する。

(ア) 地域営農を支える経営体の育成と農業生産基盤の確保

a 地域を支える経営体の育成と農業生産基盤の確保

地域営農の中核となる法人経営体等を確保・育成するとともに、地域計画に基づく農地の集積・集約化や農業生産基盤の維持・保全を支援する。

- ・優れた経営感覚を持って安定的に地域をけん引する法人経営体の育成
- ・中核的な経営体の確保に向けた中小規模農家のステップアップへの支援
- ・集落営農組織等の合併・連携、市町や団体等が行う出資型法人の設立の促進

- ・地域計画に基づいた農地バンクの活用や基盤整備による農地の集積・集約化の促進
- ・農業団体等による共同利用施設の維持更新に向けた助言 など

b 自然災害への対応

気象災害等による農業被害を未然に防止するため、迅速な気象情報の取得と対策の周知、「自然災害等のリスクに備えるためのチェックリスト（以下「チェックリスト）」の活用や、事業継続計画（農業版 BCP）の策定及び農業共済・収入保険等のセーフティネットへの加入を促進する。

- ・栃木県農業防災 LINE 等を活用した災害に対する注意喚起と技術対策の周知、指導
- ・農業共済及び収入保険の加入促進
- ・チェックリスト活用と農業版 BCP 策定の支援 など

c 鳥獣被害の防止

近年被害が顕在化しつつある農作物への鳥獣被害防止に向けた各種取組を支援する。

- ・個別農家等からの被害相談に対する鳥獣管理士派遣の支援
- ・地域が主体となっていく鳥獣被害防止の取組の支援 など

(イ) 農業法人の誘致及び企業参入の推進

地域計画の実現に向け、市町や農業団体等と連携しながら、地域農業の新たな担い手となる農業法人の誘致や企業の農業分野への参入を支援する。

- ・企業の農業参入に向けた経営相談や地域との仲介
- ・新たな担い手の受け入れを希望する地域への農業法人等の参入の促進 など

(ウ) 多様な人材等が参画した地域営農をサポートする仕組み作り

サービス事業者やボランティアなど多様な人材等の参画を促進することにより、地域営農をサポートする仕組みづくりを進める。

- ・畦畔除草や農薬散布などの農作業を請け負うサービス事業者の育成 など

(2) 持続的に成長する次世代農業戦略

「次の世代へと引き継いでいく本県農業」を実現するため、とちぎ次世代スマート農業の確立、園芸大国とちぎづくりの実現、高収益な水田農業の確立と畜産経営力の強化及びとちぎグリーン農業の展開などに向け、気候変動に適応しながら、多くの農業者が先端技術を活用し、収量性が高く、省力かつ低コストな農業の取組を推進する。

ア とちぎ次世代スマート農業の確立

(ア) スマート農業・農業 DX の普及拡大

スマート農業機器の導入やデータの利活用を促進するほか、スマート農業技術の効果が最大限に発揮できる環境づくりを推進する。

- ・試験研究機関で開発された品種・技術の実証及び導入推進
- ・意欲的な農業者や産地における先駆的な栽培技術や生産方式等の普及・拡大
- ・スマート農業に適した生産方式やデータを活用した農業生産に関する教育の充実
- ・優良事例や費用対効果を学ぶ研修会の開催やスマート農業機器の導入の推進
- ・先端技術を最大限に活用できる環境づくりの推進
- ・自動草刈機による畦畔管理や遠隔操作による水管理など、農作業の省力化技術の活用促進

イ 園芸大国とちぎの実現

(ア) 次世代園芸産地づくり

先端技術の活用により、生産のイノベーションの創出と「スマート農業団地」の形成を推進するとともに、気候変動対策の強化を図ることで、美味しく新鮮な青果物の安定供給を可能とした次世代園芸産地づくりを進める。

- ・地域農業の拠点となる共同利用施設等を核とする最先端技術を備えた「スマート農業団地」の形成やトマト・にら・アスパラガスの生産振興運動の展開
- ・気候変動対策の強化に向けた新たな生産方式や技術等の開発及び実証の支援
- ・加工・業務用需要に対応できる機械化一貫体系を導入した大規模露地野菜産地の育成
- ・データを活用した集出荷の効率化や鮮度の保持を図る流通対策の促進
- ・首都圏に位置する強みを活かした「新鮮さ」を売りにしたプロモーション展開への支援など

(イ) 世界に誇る「いちご王国・栃木」ブランドの確立

先端技術を活用した高収益ないちご経営モデルを拡大するとともに、本県の主力品種「とちあいか」の持つ特長や強みを最大限に生かしたプロモーション活動を展開することにより、世界に誇る「いちご王国・栃木」のブランドを確立する。

- ・先端技術を活用した次世代いちご経営モデルの拡大による人材確保や大規模経営体の育成
- ・生産流通体制の確立及び県産いちごの高付加価値化の推進など

ウ 高収益な水田農業の確立と畜産経営力の強化

(ア) 省力・超低コスト技術の導入、需要に応じた生産による収益性の高い米・麦・大豆生産体制の確立

地域状況に応じて広域で営農を行う大規模経営体を育成するとともに、気候変動への適応力を高めながら、需要に応じた米・麦・大豆等の生産に取り組む産地づくりや、省力化、超低コスト化を支える生産基盤の確保を図る。

- ・直播栽培やスマート農業機器を導入した超低コスト化や省力化を図る大規模経営モデルの育成
- ・需要に応じた主食用米生産体制の確立、米粉用米等の新規需要米や麦・大豆などの地域内流通の促進
- ・高温耐性に優れた「とちぎの星」の生産拡大、今後の気候変動に備えた水稻新品種や新たな栽培技術開発への支援
- ・気候変動に伴う、高温や病害虫等の影響に対する技術対策の徹底
- ・産地間競争力の強化に向け、カントリーエレベーター等の共同利用施設の再編集約及び合理化等の推進など

(イ) 持続力のある力強い畜産経営体の育成

安定した畜産経営の実現に向け、スマート農業技術の導入による省力化や暑熱対策に係る技術の普及に取り組むほか、耕畜連携の更なる拡大を図る。併せて、多様な需要に対応できる畜産を核とした多角化ビジネスモデルの創出を目指し、関係機関との連携を推進する。

- ・自給飼料を生産する耕種農家・組織の創出及び育成
- ・耕畜連携の広域化に向けた堆肥、もみ殻、稲わら等のストック等ができる拠点整備の推進
- ・畜産を核とした農畜産物の加工・流通・販売及び観光農園などを経営に導入する多角化ビジネスモデル創出に向けた支援など

(ウ) 輸出に取り組む産地の育成

県産農産物の輸出を拡大するため、輸出産地の創出や海外展開に意欲的な経営体等への支援に取り組む。

- ・輸出拡大に向けた低コスト化や多収量化等に取り組む産地の育成
- ・輸出拡大に向けた輸出先国のニーズに応じた生産体制の強化 など

エ とちぎグリーン農業の展開

環境負荷低減の取組を本県の標準的な生産方式として普及・定着を促すとともに、環境に配慮した生産等の「見える化」を進めるほか、有機農産物の生産拡大や支援体制の強化を図る。

(ア) 環境負荷低減に向けた取組の推進

- ・県、市町及び関係団体等で構成する「グリーン農業サポートチーム」によるみどり認定の推進及び認定者に対する課題解決への支援
- ・化学肥料や化学農薬の使用量削減や温室効果ガスの排出抑制など環境負荷低減に取り組むモデル経営体の創出及び育成
- ・「みえるらべる」を活用した取組の見える化の推進
- ・農業における温室効果ガス排出抑制に向けた新技術の開発と実証 など

(イ) 有機農業産地の拡大

地域ぐるみでの有機農産物等の生産や学校給食への提供等に取り組む産地を拡大するとともに、先進的な技術を持つ農業者との連携等による生産者への支援体制を強化する。

- ・地域ぐるみで有機農業を実践する「オーガニックビレッジ」の取組拡大
- ・除草や病害虫防除等の課題解決に向けた有機農業指導員等による技術指導の強化
- ・有機農業推進アドバイザーによる有機農業を志向する生産者へのスタートアップの支援 など

オ 知的財産の活用と保護

県産農産物の価値を向上させるとともに、様々なニーズに対応するため、県試験研究機関が開発した新品種・新技術の活用を推進する。

また、生産現場における新品種及び新技術等の知的財産保護のため、農業者や関係機関に対し、知的財産権の遵守に関する普及啓発活動に取り組む。

- ・生産現場での迅速な課題解決のため、試験研究機関で開発された新品種や新技術等の実証と普及拡大の推進
- ・育成者権や特許等の知的財産権の適切な保護に向けた、各種流出防止策の実施及び生産現場における知的財産の侵害を未然に防ぐための指導の強化 など

(3) 農の新たな価値の共創戦略

生産者や消費者、関連団体などの関係者が連携し、本県の食や農業・農村への理解を深め、農の新たな価値や魅力を創出する取組を推進する。

同時に、食料システム関係者や、金融機関等の「経営」に係る助言等を行う民間企業等が地域農業の課題の共有と、その解決に向けた連携を行うことで、労働生産性を高め、農産物の供給力の強化と利用促進を図る取組を促進する。

第3 普及指導員及び農業革新支援専門員の配置に関する事項

1 普及指導センターと農業革新支援センター

(1) 普及指導センター

地域課題の解決のため、普及指導センター（農業振興事務所経営普及部）に、下表に掲げる専門担当の普及指導員を配置する。また、各種施策の効果的な推進のため、普及指導員は必要に応じ、下表に掲げる分野を担当することとする。

なお、配置にあたっては、普及指導活動の継続と普及指導員育成の両立を目指し、地域農業の実態を踏まえ、弾力的な運用を図る。

また、普及指導活動を補完する観点から、普及指導員や県試験研究機関研究員等の退職者や、マーケティング、経営、GAP、ICT、有機農業を含む環境保全型農業及びIPM等の専門家について、普及指導協力委員制度等を活用し、協力関係を構築する。

(2) 農業革新支援センター

農業技術の高度化や本県農政施策を的確に推進するため、農業革新支援センター（経営技術課技術指導班）に、各専門担当の農業革新支援専門員を置く。農業革新支援専門員の専門担当及び担当分野は下表のとおり。

表 普及指導員と農業革新支援専門員の専門担当及び担当分野

	普及指導員	農業革新支援専門員
専門担当	野菜、果樹、花き、作物、畜産、農業経営	野菜、果樹、花き、作物、畜産、農業経営、土壌及び肥料、病害虫防除
担当分野	農業機械 ^{※1} 及び農作業安全、担い手対策 ^{※2} 、青年農業者、女性農業者、普及指導方法 ^{※3} 、GAP ^{※4} 、グリーン農業 ^{※5} 、鳥獣被害防止対策、スマート農業、土壌及び肥料、病害虫防除、気候変動対策、放射性物質等対策、等	

※1：機械の作業効率、等

※2：認定農業者、農業法人、集落営農、等

※3：普及計画、普及指導員の育成、就農相談、地域づくり手法、等

※4：生産工程管理

※5：環境負荷低減、有機農業、等

2 普及指導員及び農業革新支援専門員の役割

(1) 普及指導員及び農業革新支援専門員の配置

国及び県の農業施策の方針に基づき、普及指導活動の適切な実施に必要な普及指導員及び農業革新支援専門員の人員を確保するとともに、普及指導計画の策定・実施・評価を効果的に行うことができる体制を整備する。

また、農業・農村施策の推進を図るため、普及指導センター及び農業革新支援センターに配置された普及指導員資格を有する職員（資格取得に向けて実務経験中の職員を含む）は、「スペシャリスト機能」、「コーディネート機能」等を十分に発揮するよう努める。

(2) 目指すべき人物像

普及指導員及び農業革新支援専門員は、本県農業・農村の目指すべき将来像の実現に向け、担い手の減少やグローバル化の進展など国内外の様々な状況変化に対応しながら、本県農業を力強い成長産業へと発展させていくことが求められており、直接農業者に接して信頼関係を構築し、教育的手法を用いて農業者の内在する能力を引き出し、「目まぐるしく変化する情勢に対応できる農業者」を育成することが必要である。そのため、「スペシャリスト機能」と

「コーディネート機能」を発揮し、地域農業の生産面・流通面等の革新的な取組を総合的に支援しながら、農業者、農業者組織（集落営農組織等）及び地域（地域計画等）に係る課題解決活動を支援する。

ア スペシャリスト機能

高度な専門技術・知識により、地域課題等に対応する技術体系の構築及び普及、農業者の経営の発展段階に応じて経営改善を支援する機能

イ コーディネート機能

地域の先導的な役割を担う農業者及び地域内外の関係機関・団体、民間事業者等との連携体制を構築・調整するとともに、話し合い等を通じ、産地化や地域の将来のあるべき姿やその目標の実現に向け、地域の合意形成の促進を行う機能

(3) 求められる資質・能力

スペシャリスト機能やコーディネート機能を十分に発揮するため、次の能力が求められる。

ア 高度な専門知識・技術

農業生産方式の合理化やその農業経営及び地域農業の生産面・流通面等の革新的技術等を総合的に支援するため、課題に応じた専門性の高い知識と技術を有し、強い改善欲を持つことが必要である。

イ コミュニケーション能力

農業者や関係者と意思疎通を図り、信頼関係を構築し、課題の整理と解決方策等を提案・実行できる能力

ウ 企画立案・提案能力

現場の課題を把握・分析し、地域農業及び経営体育成の課題解決の方向性を明らかにし、関係機関・団体や農業者等と共通認識の下、実施計画を企画立案できる能力

エ 調整能力

効率的かつ効果的な普及指導活動を展開するため、農業者組織、関係機関・団体等のそれぞれの機能を活かし、役割分担等を明確化した上で地域農業の将来展望を共有するとともに、課題の明確化や解決方策の策定・実施並びに個別経営体ごとの経営設計・計画改善を支援する能力

オ ファシリテーション能力

複数の農業者が参加する場において、参加者全員の発言を促しながら重要なポイントを整理し、議論を広げ、最終的に合意形成が図れるよう支援する能力

(4) 農林漁業普及指導手当

効果的な普及指導活動を展開するためには、普及指導員資格を有する職員を普及指導センター及び農業革新支援センターに配置する必要がある。普及指導員及び農業革新支援専門員の職務が複雑かつ困難なものであることに鑑み、職務と給与水準の均衡を図るため、普及指導員に任用された職員に対し、農林漁業普及指導手当を運用し、職員の自主的な資質向上の取組を助長して、意欲ある優秀な人材の確保・育成に努める。

3 普及指導活動を実施する上での留意事項

普及指導活動の課題は、「栃木県農業振興計画」に基づく農政の展開方向及び地域の状況を踏まえ、農業者の経営発展や地域農業の振興を図る上で、必要性や緊急性が高いものとする。

また、普及指導活動の重点対象者は、認定農業者、集落営農組織、新規就農者、新規参入者及び参入希望者、経営参画に意欲的な青年・女性農業者等、普及指導員による支援の必要性や緊急性が高い者とする。

なお、普及指導活動の課題に応じて、市町、農業委員会、農業協同組合、民間事業者等が担うべき分野を明確にしながら、総合力の発揮により効果的な普及指導活動を展開し、普及指導計画に基づいた、農業者に対する支援の充実・強化を図る。

(1) 各種行政施策の活用

地域や農業者の課題解決と政策実現を図るため、関係機関・団体等との適切な役割分担を図り、各種施策や制度等を活用し、効果的かつ効率的な普及指導活動を展開する。

(2) 関係機関・団体、民間との役割分担と連携の強化

コーディネート機能を発揮し、関係機関・団体等との役割分担を明確化し、連携強化により課題の解決に取り組む。

ア 市町との連携

普及指導計画と市町の農業振興計画等と整合性を図り、課題の共有化と役割分担の明確化に努める。

イ 農業委員会等との連携

優良農地の確保・有効利用、担い手への農地集積・集約や家族経営協定の推進等については、農業委員会、農業公社、各種協議会等と十分な連携を図る。

ウ 農業協同組合等との連携

普及指導活動と農業協同組合が行うべき営農指導活動との役割分担を明確化し、連携しながら効果的かつ効率的な普及指導活動を展開する。

エ 民間企業との連携

課題の解決にあたっては、普及指導活動の役割を踏まえつつ、税務、会計・経理、労務管理、農産物加工、マーケティング、ICT、鳥獣被害防止等の専門家の知見を積極的に活用する。なお、民間との連携強化にあたっては、農業者の意向を尊重しつつ公平性の確保に留意する。

オ 試験研究との連携強化

生産現場の課題解決のため、県試験研究機関の研究成果を積極的に活用する。連携にあたっては、農業革新支援専門員が試験設計の段階から積極的に参画し、地域の課題に対応した試験研究となるよう調整を図る。

新品種・新技術等は現地実証・展示などの手段により、地域に合致した技術に組み立て、その迅速な普及を図る。また、現場ニーズに対応した課題の提案や現地実証での問題点を、試験研究機関にフィードバックする。

なお、普及指導活動の課題に応じて、独立行政法人、大学、民間企業などの技術シーズを有する者及び産学連携に知見を有する者との積極的な連携を図る。

カ 関係機関・団体等との連携・役割分担と普及活動の重点化について

- ・農薬や肥料や一般的な病害虫の相談等については、農業協同組合の営農センター等においても迅速に対応できるよう、営農指導員等のスキル向上に向けて、研修会等を実施する。
- ・普及指導活動をより重点・計画活動に特化するための体制づくりについて検討を行う。

(3) 学普連携

県農業大学校、農業系高校等と連携し、農業学習等に関する支援を行い、新規就農者の確保を図るとともに、地域の小・中学校（義務教育学校を含む）との連携により、食育や農業体験学習等の取組を支援し、農業への関心を高めることで、職業として農業が選択されるよう農業の魅力を発信する。

(4) 普及指導活動の効果的な運営

ア 普及指導計画

各普及指導センターは、普及指導計画を策定する。この計画は、「栃木県農業振興計画」における「地域戦略」のアクションプランとして位置付け、5か年度と単年度ごとに策定する。

なお、策定に際しては、地域の農業・農村の現状及び将来展望、農政推進上の課題、農業者・消費者のニーズ、新技術の開発状況等を踏まえ、先進的農業者や関係機関・団体との協議の下、策定を進める。

イ 内部評価と外部評価の実施

現場課題に対応した成果を得ることを目的とした普及指導活動とするため、普及指導計画に定められた成果目標の達成状況及び普及指導活動等について、内部評価及び外部評価を実施する。得られた評価結果は、次年度以降の普及指導計画の改善に活用する。

(ア) 普及指導センターにおける内部評価

普及指導計画で定めた課題に対する対応の進捗状況、到達目標に対する達成度、要因分析、今後の改善方策等について、各年度及び中間年度に内部評価を実施する。

(イ) 外部評価の活用

幅広い視野からの評価や助言を得るため、外部評価の評価委員は、農業関係者以外を含む外部有識者を評価委員とする。

なお、外部評価結果は公表を原則とし、公表する内容は、普及事業の目的、活動内容・成果及び評価委員からの評価・助言とする。

ウ 重点プロジェクト計画に基づく普及指導活動の推進

県農政を積極的に推進するため、農業革新支援専門員は、現場における重要な課題について、普及指導活動の目標、期間、体制等を定め、普及指導センターとともに重点プロジェクトを実施する。

エ 農業情報システムを活用した効率的な普及指導活動の推進

技術情報等の各種情報を迅速かつ効果的に農業者等に提供するため、ホームページ等の積極的な活用を図る。

また、近年多発している気象災害による農業被害を未然に防止するため、農業者等の携帯電話等に直接配信する「栃木県農業防災 LINE」への加入促進を図り、技術対策等の迅速な周知に活用する。

更には、効率的かつ先進的な普及指導活動を展開するため、オンライン研修会やリモート相談など ICT 等を活用した普及指導活動を行う。

第4 普及指導員及び農業革新支援専門員の資質向上

1 人材育成に向けた推進方針

それぞれの発展段階に応じて必要となる知識や技術を習得するため、研修区分として、普及指導センター研修、農業革新支援センター（経営技術課）主催研修（以下「県段階」という）、農林水産省等派遣研修（以下「国段階」という）のほか、自己啓発研修等を実施する。

2 人材育成の取組方針

研修の実施にあたっては、効率的な人材育成が図れるよう「栃木県普及指導員育成基本計画」並びに「栃木県普及指導員研修実施要領」に基づいた研修計画を作成し、研修を実施する。また、研修目的に応じて受講者を選出することを基本とするが、普及指導活動の必要性に応じて受講できるよう柔軟に対応する。

(1) 普及指導センター研修

現地における新任者の課題解決能力や調査研究能力の向上を図るため、メンター制度との整合性を図りながらOJTを実施するとともに、先進農家等への派遣研修を実施する。また、地域の農業者の経営改善・農村の活性化等の課題並びに農政重点施策等の組織横断的対応が必要な課題等については、普及指導センター内の全体研修等を実施し、普及指導員の間での情報共有を図る。

(2) 県段階

ア 新任者研修

新任の普及指導員（特に、資格取得に向けて実務経験中の職員）に対し、協同農業普及事業の概要、普及指導方法及び県の農政施策や基礎的な技術指導等に関する研修を実施する。また、短期間での現場対応力の向上を図るため、県試験研究機関での研修や現地活動手法を学ぶ研修を実施する。

イ スペシャリスト機能強化研修

地域への高度・先進技術等の適合性の実証、経営指導能力向上等に関する普及指導活動向上のために、専門項目に応じた研修を実施する。

ウ コーディネート機能強化研修

地域農業のコーディネート能力を強化するため、普及指導活動に係る企画管理能力の向上や、効果的な政策誘導手法などの研修を、担当分野に応じて実施する。

エ ファシリテーション能力研修（仮称）

農業者や関係機関が集まる場において、参加者自らが地域課題の解決策を提案できるよう、多様な意見を引き出すために必要な手法等の研修を実施する。

(3) 国段階

農林水産省が主催する、先進技術、経営管理能力手法、コーディネート機能及びその他全国的な共通課題に関する研修等を積極的に活用する。受講者は、研修した内容を他の普及指導員及び農業革新支援専門員に広く伝達し、県内の普及指導活動の向上を図る。

(4) 自己研鑽

効果的な普及指導活動を行うため、普及指導員及び農業革新支援専門員は、自らの知識・技術を向上させるべく、積極的に自己研鑽を行う。そのため、県等が主催する研修だけでなく、調査研究や通信教育等に積極的に取り組むこととする。

(5) 調査研究の実施及びその成果の活用

地域農業の課題解決を効率的に進めるため、普及指導員及び農業革新支援専門員は、地域の特性に応じた農業に関する高度な技術の組立や地域農業をコーディネートするための実態把握等の関連データを収集し、科学的な方法により分析・考察する調査研究活動を行い、その結果を普及指導活動に活用する。

また、その成果を普及指導員や関係機関等と広く共有し、有効活用を図る。

3 人材育成の推進体制

(1) 普及指導センターにおける推進体制

新規採用職員に対し、そのメンターが組織的かつ効果的にOJTを行える体制を整備し、農業革新支援専門員の支援を得て、育成に務める。

(2) 経営技術課の支援体制

普及指導員研修の総括は普及情報担当が担い、農業革新支援センターは研修の企画・実施、県等が実施する研修・研究会等の受講者の選定を行うほか、普及指導センター研修やOJTの支援を行う。

農業革新支援専門員は、普及指導センターの状況に応じ、研修が計画的に実施されるよう指導・支援を行うとともに、普及指導センター研修に対し助言を行う。

第5 県農業大学校における研修教育

県農業大学校は、次代を担う新たな農業人材の確保・育成のため、普及指導センターとの密接な連携の下、教育研修の充実強化を図る。また、ICTを活用した次世代型農業の栽培技術を学習できる環境整備を行う。

1 実践教育の実施

実践教育を中心に農業経営に関する高度な専門知識や技術の教育を行うとともに、一定期間の寮生活等を通じ、責任感や協調性を醸成し、本県農業の次代を担う青年農業者を育成する。

更に、学生の円滑な就農を促進するため、普及指導センターと連携し、就農相談活動、先進的経営体実習などを実施する。

また、県農業大学校と農業系高校をICT等により接続し交流を行う「高大接続教育」を実施し、魅力ある農業を発信することで就農意欲の喚起を図る。

2 企業的不いちご経営者を育成するための教育の実施

先進的不いちご経営を行う農業経営者の下での実習や自ら学び知識を深めるゼミ形式の授業の割合を高めたカリキュラムなどにより、優れた技術と高い経営能力を持った農業経営者を育成する。

3 新規就農希望者への支援

非農家出身の学生や研修生の就農実現のため、普及指導センターや産地等と連携し、県OB・OGなどの就農コーディネーターを中心として、農地の確保や資金調達などの様々な課題の解決に向けた、就農計画の作成及びその具体化に向けた総合的な支援を行う。

また、就農準備校「とちぎ農業未来塾」において、農業経営に必要な基礎的な知識や専門的な栽培技術の研修を行う。

4 外部評価の活用

就農希望者を増加させ、農業者の経営発展に資する研修教育を実施するために、先進的な農業者等による幅広い視野からの適切な評価や助言を得る。

第6 その他

1 農業に関する教育への協力

農業体験学習などの取組を推進する教育機関、市町及び農業協同組合等に対し、情報提供や相談活動などの協力を行うよう努める。

2 普及指導活動で得た情報の取扱方法

普及指導員及び農業革新支援専門員が農業者から取得・収集する情報の中には、個人の特定が可能な情報、企業秘密又は知的財産として保護が必要な情報が含まれている場合がある。

このため、これらの情報の集積や共有を行う際には、情報の保護及び利用に関する組織内の関係例規等を基本に、情報の適正な管理に取り組み、意図しない情報流出を防止する。

また、これら情報を当初と異なる目的のため利用する場合や、第三者に提供する場合には、情報提供者の了解を得るなど、関係例規等に基づき適切に取り扱う。

3 農業経営のリスクを伴う計画に関する指導に係る留意事項

農業経営の改善に向けた技術指導・経営指導は、農業者の経営判断や自己改善努力の助長に資するよう取り組むものであるが、経験の乏しい新規就農者や、多額の資金を要する経営規模の拡大・事業の多角化及び先導的な新技術の導入計画では、経営の継続が困難となるようなリスクを伴う場合もある。このため、リスクを伴う計画に対して指導する際は、当該リスクについての注意喚起を行い、指導対象者の適切な理解の醸成を図るなど、説明責任を十分に果たすとともに、当該リスクによる被害低減に向けて必要な支援活動を行う。

4 海外への技術協力

海外への農業技術・品種の協力については、知的財産権及び県内農業者の権利保護を第一に、その影響について慎重に検討を行う。